

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案要綱

第一 特例対象者の事業主に対する請求権の国による取得等

一 国は、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、適用事業所の事業主が当該特例対象者に係る届出をしなかったこと又は当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得すること。(第二条第十三項関係)

二 政府が厚生年金基金又は企業年金連合会に対し未納掛金の額に相当する額又は特例掛金の額に相当する額を交付したときも、同様とすること。(第五条第十二項及び第八条第十二項関係)

第二 国会への報告

政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要、社会保険庁長官が行った特例対象者に係る確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特

例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならないこと。(第十五条関係)